〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人社団　三美会

①　□ 財団　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　□ 特定医療法人　□ 出資額限度法人

■ その他

③　□ 基金制度採用　■ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　山口県岩国市黒磯町一丁目１番２２号

(3) 設立認可年月日　　平成３年１１月２５日

(4) 設立登記年月日　　平成３年１２月７日

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する診療所の業務）

種　類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開　設　場　所	許可病床数
診療所	藤生歯科センター	3530830706	山口県岩国市黒磯町一丁目１番２２号	なし

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和６年５月２６日　　前年度決算の決定

令和７年３月１８日　　辞任の承認

令和７年３月３０日　　次年度の事業計画及び収支予算の決定

様式２

法人名　医療法人社団三美会
所在地　山口県岩国市黒磯町一丁目１番２２号

※医療法人整理番号	1	0	0	3	2

財　産　目　録

（令和７年３月３１日現在）

１．資　産　額　126,278 千円
２．負　債　額　45,874 千円
３．純　資　産　額　80,403 千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
A　流動資産		64,541
B　固定資産		61,736
C　資産合計	（A＋B）	126,278
D　負債合計		45,874
E　純資産	（C－D）	80,403

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－２

法人名　医療法人社団三美会

所在地　山口県岩国市黒磯町一丁目１番２２号

※医療法人整理番号	1	0	0	3	2

貸　借　対　照　表

（令和７年３月３１日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	64,541	**Ⅰ 流動負債**	5,874
Ⅱ 固定資産	61,736	**Ⅱ 固定負債**	40,000
１ 有形固定資産	20,908	（うち医療機関債）	（　－）
２ 無形固定資産	1,107	負債合計	45,874
３ その他の資産	39,719	純資産の部	
（うち保有医療機関債）	（　－）	科目	金額
		Ⅰ 資本金	8,000
		Ⅱ 利益剰余金	72,403
		Ⅲ 評価・換算差額等	－
		純資産合計	80,403
資産合計	126,278	負債・純資産合計	126,278

（注）経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式４－２

法人名　医療法人社団三美会

所在地　山口県岩国市黒磯町一丁目１番２２号

※医療法人整理番号	1	0	0	3	2

損　益　計　算　書

（自　令和６年４月１日　　至　令和７年３月３１日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額
Ⅰ　事　業　損　益	
Ａ　本来業務事業損益	
１　事　業　収　益	88,868
２　事　業　費　用	113,157
本来業務事業損失	24,288
Ｂ　附帯業務事業損益	
１　事　業　収　益	－
２　事　業　費　用	－
附帯業務事業利益	－
事　業　損　失	24,288
Ⅱ　事業外収益	7,872
Ⅲ　事業外費用	－
経　常　損　失	16,416
Ⅳ　特　別　利　益	191
Ⅴ　特　別　損　失	
税　引　前　当　期　純　損　失	16,224
法　人　税　等	71
当　期　純　損　失	16,295

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人社団　三美会
理事長　脇田　雅人　　殿

私は、医療法人社団三美会の令和６会計年度（令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和７年５月２５日
医療法人社団　三美会
監事　正鬼　晋太郎